令和七年度　公文書の開示の状況について

1　公文書の開示請求又は開示申出の件数及び処理状況

(1) 開示請求又は開示申出の件数等

①令和７年度の開示請求

（単位　件）

件数	処理状況							
	開示	部分開示	不開示	不開示情報に該当	公文書不存在	存否応答拒否	その他	取下げ
1,741	1,004	389	222	7	209	5	1	126

②令和７年度の開示申出

（単位　件）

件数	処理状況			
	開示	部分開示	非開示	その他
18	5	7	0	6

(2) 実施機関別の内訳

①令和７年度の開示請求

（単位　件）

実施機関の区分		件数	処理状況							
			開示	部分開示	不開示	不開示情報に該当	公文書不存在	存否応答拒否	その他	取下げ
知事	総務部	95	41	34	17	1	16	0	0	3
	総合企画部	32	6	20	5	2	3	0	0	1
	環境生活部	138	108	10	19	0	19	0	0	1
	健康福祉部	147	54	51	37	0	34	3	0	5
	産業労働部	31	21	7	3	1	2	0	0	0
	観光スポーツ文化部	12	9	2	1	0	1	0	0	0
	農林水産部	83	54	16	2	0	2	0	0	11
	土木建築部	772	567	105	8	0	8	0	0	92
	会計管理局	14	10	3	1	0	1	0	0	0
	計	1,324	870	248	93	4	86	3	0	113
議会		29	13	8	8	1	7	0	0	0
教育委員会		68	40	13	9	2	6	1	0	6
選挙管理委員会		101	39	49	12	0	11	0	1	1
人事委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長		196	27	69	100	0	99	1	0	0

労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	23	15	2	0	0	0	0	0	6
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　　計	1,741	1,004	389	222	7	209	5	1	126

②令和７年度の開示申出

（単位　件）

実施機関の区分		件 数	処理状況			
			開　示	部分開示	非開示	その他
知事	総務部	1	0	0	0	1
	総合企画部	0	0	0	0	0
	環境生活部	0	0	0	0	0
	健康福祉部	2	1	0	0	1
	産業労働部	0	0	0	0	0
	観光スポーツ文化部	0	0	0	0	0
	農林水産部	5	1	3	0	1
	土木建築部	8	2	4	0	2
	会計管理局	0	0	0	0	0
	計	16	4	7	0	5
議会		0	0	0	0	0
教育委員会		1	0	0	0	1
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0
公安委員会		0	0	0	0	0
警察本部長		0	0	0	0	0
労働委員会		0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0
公営企業管理者		1	1	0	0	0
地方独立行政法人		0	0	0	0	0
合　　計		18	5	7	0	6

(3)開示をしない理由の内訳

①令和７年度の開示請求

（単位　件）

開示をしない理由の区分	部分開示	不開示		合　　計
		不開示情報に該当	存否応答拒否	
個人に関する情報（第１号）	258	5	2	265
行政機関等匿名加工情報（第２号）	3	0	0	3
法人等情報（第３号）	228	0	3	231
犯罪捜査等情報（第４号）	2	0	1	3
審議・検討等に関する情報（第５号）	9	3	0	12
事務又は事業に関する情報（第６号）	35	1	1	37
合　　計	535	9	7	551

備考

１　「開示をしない理由の区分」欄の（ ）内は、山口県情報公開条例（以下「条例」という。）第７条の号名である。

２　事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の①の表の「部分開示」、「不開示情報に該当」及び「存否応答拒否」のそれぞれの合計件数と一致しない場合がある。

②令和７年度の開示申出

（単位　件）

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合　　計
法令秘等情報（第１号）	0	0	0
個人情報（第２号）	7	0	7
法人等情報（第３号）	2	0	2
犯罪捜査等情報（第４号）	0	0	0
意志形成過程情報（第５号）	0	0	0
行政運営情報（第６号）	0	0	0
協力・信頼関係情報（第７号）	0	0	0
合議制機関等情報（第８号）	0	0	0
合　　計	9	0	9

備考

1　「開示をしない理由の区分」欄の（ ）内は、条例附則第３項に規定する条例の施行の際における公文書の開示について定めた規程第５条の号名である。

2　事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の②の表の「部分開示」及び「非開示」のそれぞれの合計件数と一致しない場合がある。

２　審査請求又は不服の申出の件数及び処理状況

（単位　件）

審査請求又は不服の申出	審査請求に対する裁決又は不服の申出に対する回答				取下げ	審査中
	認容	一部認容	棄却	却下		
8 （ 122 ）	0 （ 3 ）	0 （ 1 ）	0 （ 29 ）	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	8 （ 89 ）

備考

（ ）内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。